

住み続けられる日下川流域を目指して

～佐川町・日高村が一体となった「流域治水」の推進～

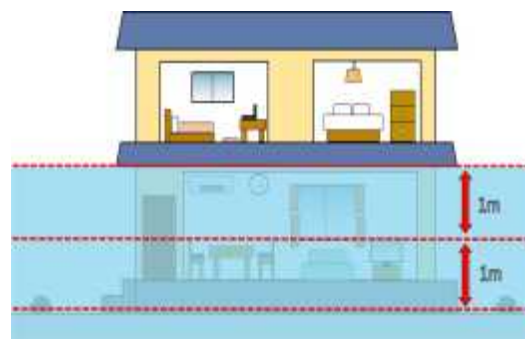
（１）日高村の水害の歴史

昭和50年8月
台風5号災害

床上浸水：659戸
死者行方不明者
：25名



S50.8浸水高



平成26年8月
台風12号災害

床上浸水：109戸
死者行方不明者
：なし



H26.8浸水高



（２）日高村で進めている治水対策

A 国による3本目の新放水路の建設

B 県による日下川・戸梶川の改修

C 村による周囲堤の建設
（なお残る局所的な浸水対策）

C 日高村水害に強いまちづくり条例（令和3年3月制定）

最終的な整備目標



床上浸水しない日高村

（３）佐川町の方角性と流域治水の推進

現状

水害の歴史や環境の違いから上流域（佐川町加茂）と下流域（日高村）では水害に対する危機意識に違いがあるのでは？



展望

これからは、日高村と佐川町が一緒になって水害に立ち向かうべき



⇒H26床上浸水なし、人的被害なし

将来目標

①同じ流域の両町村が一体となった「流域治水」を推進する

②過去の災害から学び、水害のリスクを踏まえたまちづくりを進める

③将来にわたって安全・安心に暮らせる日下川（長竹川）流域を目指す

⇒新しく「特定都市河川制度」の導入を検討

(4) 特定都市河川制度について

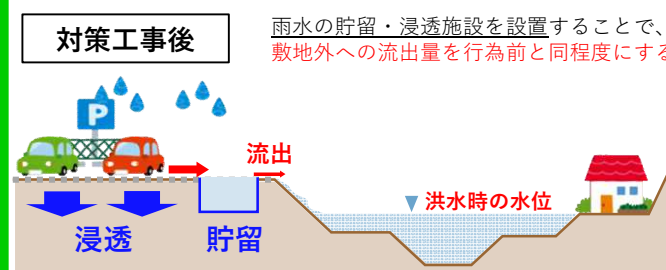
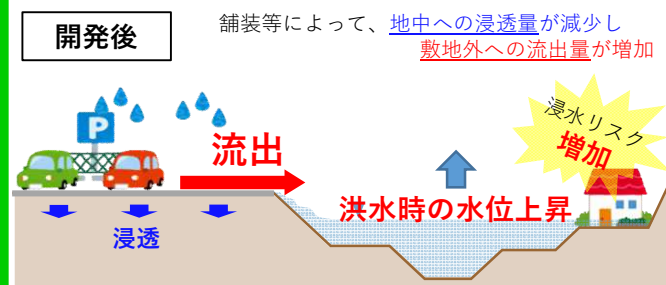
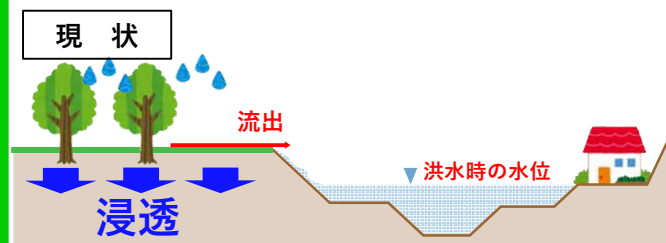
浸水被害が発生する恐れのある河川流域において、開発規制等により「水害に強いまちづくり」を推進する制度

- ①流域水害対策協議会の設置 → 流域住民や関係者が協議する場合
- ②流域水害対策計画の策定 → 水害を減らすための計画づくり
- ③雨水浸透阻害行為の規制 → 雨が染み込まなくなる開発を規制

(5) 規制内容と効果について

雨水浸透阻害行為の規制

特定都市河川流域内で1,000㎡以上の舗装等の雨水の浸透を著しく妨げるおそれのある行為を行うときは申請し許可を受けるとともに、対策工事を実施しなければならない。

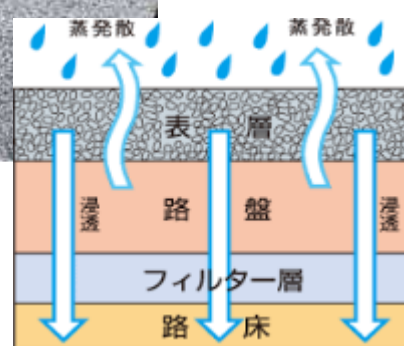


主な対策工事の例

貯める対策（調整池）



染み込ませる対策（透水性舗装）



雨水浸透阻害行為の許可要否の例

例1) 田んぼを畑に変更



規模にかかわらず
許可 不要

例2) 畑を締め固める



締め固めた面積が
1,000㎡以上の場合
許可 必要

例3) 畑の一部を舗装して倉庫を建てる



舗装 + 倉庫の面積が
1,000㎡以上の場合
許可 必要

例4) 原野を造成してコンビニを設置



コンビニ関係の面積が
1,000㎡以上の場合
許可 必要

(6) 他市町村の取組み事例

高知県・・・事例なし

四国内・・・肱川水系都谷川（愛媛県大洲市）

全国では18河川が特定都市河川に指定済み（R5.12月現在）

(7) 指定までのスケジュール

令和5年11月 佐川町議会説明

令和6年1月 加茂地区住民説明会 2回開催

3月 自治会長会理事会説明

4月 自治会長会総会説明

広報さかわ、ホームページにて広く周知

6月 高知県条例制定・日高村条例改正

⇒夏以降 特定都市河川の指定・制度導入
開発規制については指定後1年以内に施行予定